

第 493 回岐阜地方最低賃金審議会 議事録

令和 8 年 3 月 19 日 (木) 16:00 ~ 17:00

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

中家室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第 493 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、公益代表の竹内委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここから進行を栗山会長にお願いいたします。</p>
栗山会長	<p>これより第 493 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金改正等の意向表明について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
安藤 室長補佐	<p>令和 8 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は、今月末までに意向表明をしていただくことになっております。</p> <p>1 ページ、資料 1 を御覧ください。</p> <p>日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から</p> <p>「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、</p> <p>「岐阜県自動車・同附属品製造業」、</p> <p>「岐阜県航空機・同附属品製造業」、</p> <p>以上 3 件の特定最低賃金について改正の意向表明がありましたことを御報告いたします。</p> <p>また、新設として、</p> <p>「岐阜県総合スーパーマーケット」、</p> <p>「岐阜県ドラッグストア」、</p>

	<p>「岐阜県ホームセンター」、 「岐阜県食料品スーパーマーケット」、 「岐阜県電気機械器具小売業（中古品を除く）」、 以上5業種の特定最低賃金の意向表明がありました事を報告いたします。</p> <p>次に3ページ、資料 2「特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び労働者数」を御覧ください。</p> <p>特定最低賃金改正の申出要件については、左の最低賃金の件名ごとに右から2番目の適用労働者数の概ね3分の1以上の企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数が必要となりますので、これを疎明する資料を申出書に添付していただくようお願いします。</p> <p>また、特定最低賃金の新設については、労働協約ケースの場合、適用労働者数の概ね2分の1以上の労働者に労働協約が適用されていることが要件となります。</p> <p>なお、適用使用者数及び労働者数については、今後事務局で算定し、各委員に御報告することと致します。</p> <p>以上です。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の特定最低賃金改正等の意向表明に関して、御質問、御意見等がありますでしょうか。労働者側いかがでしょうか。</p> <p>また、御意見等とは別に、新設にあたっての意向表明をいただけますでしょうか。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>新設の意向表明です。和泉から進めさせていただきます。</p> <p>労働者側としての発言ですが、現在、総合スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、食料品スーパーマーケット、電気機器小売業といった全体的の小売業は、県民の生活を日常的に支えるいわば地域インフラとしての役割を担っております。</p> <p>一方で、これらの分野は、慢性的な人材不足が続いており、賃金水準も地域別最低賃金に接近している実態がございます。</p>

	<p>昨日、春季生活闘争集中回答日でしたけれども、労働組合のある企業を中心に賃上げの動きも見られますが、パートを含めですが、小売業全体をみれば労働組合のない事業所で働く労働者も多く、賃上げの成果が産業全体に十分波及しているとは言えない状況にあります。加えて、今後後期高齢化の進展により、買い物の支援や対面での丁寧な対応など、人によるきめ細かなサービス重要性は一層高まるものと考えられます。</p> <p>こうした役割を安定的に担っていくためにも人材の確保と定着は不可欠であると考えております。</p> <p>しかしながら、現状では地域間の賃金水準の差も影響し、人材の流出が懸念されております。産業としての一定の魅力ある賃金水準を確保しなければ、必要な人材の確保が困難となり、営業体制の維持や地域住民への安定的なサービス提供にも支障をきたしかねません。</p> <p>以上のことから、地域別最低賃金のみでは対応が困難な実態を踏まえ、当該小売分野における特定最低賃金の新設について検討を進めていただきたく強く要望しているところでございます。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>それでは、使用者側いかがでしょうか。</p>
<p>澤村委員</p>	<p>本日は、意向表明ということで承りました。</p> <p>新規の5業種という事で、我々が検討判断する上においては、いろいろなデータであるとか業界の実情のデータがないと、なかなか判断検討できないということもありますので、これは事務局である労働局へのお願いですが、こういったデータ、これからこういったデータをお願いするのか使側で検討しますし、こういった企業が該当するのか、そういったことをお聞かせいただきながら、検討してまいりたいと思いますので、その点事務局の方、よろしく願いいたします。</p>
<p>中家室長</p>	<p>データを事務局で提供してほしいとの御意見ですが、事務局でも出来る限りのことはしてまいりたいと考えており</p>

	<p>ます。</p> <p>また、労使双方でも、それぞれの分野で把握できる資料などを提供していただくなど、一緒に検討させていただきたいと考えております。</p>
川本委員	<p>プラスして疑問があるのは、5業種の意向表明を労働者側からいただいたのですが、それに相對する経営者の方々、経営者サイドがどこまで特賃の設定について認知しているか、どういうステップでやるのかというところが、いまひとつ理解出来ていなくて、我々委員としてデータに基づく審議を行うための理論武装をするつもりではありますが、実態として経営者が特賃の設定を認識されているのか、されていないのか、特賃の新設申出をどのように知ってもらうのか、例えばホームページに掲載しただけでは、たぶん経営者サイド誰も知らないままに審議になってしまうのではないかと懸念が少しあるのですが、その辺はどういう風に考えておられるのでしょうか。</p>
中家室長	<p>今の御質問は、労側が意向表明されたことについて、広く県民にどれだけ周知できるのかということかという風に聞きましたが、我々としては広く見ていただけるようにホームページで議事要旨から議事録を公開しております。それ以上何か出来るかと言われますと、今思いつくものはありませんが、検討していきたいと思えますし、労使の皆様もそれぞれの分野で周知していただけることもあると思えますので、審議運営を含めて今後相談させていただきたいと思えます。</p>
川本委員	<p>我々の力だけで5業種の方々に周知をするのは、相当に無理があると思えます。</p>
大脇委員	<p>最後に私から、5業種出てきて、審議会委員を増やせないと聞いていますが、どうやって回していくのかを含め、事務局の方には資料提供やスケジュール調整をお願いしたいと思えます。</p> <p>労使のイニシアティブでとされていますが、私どもとしては、びっくりしたという感じで、機が熟しているのかと</p>

	<p>いう事を判断しかねる部分もありますが、事務局の方で御協力いただかないと進まないと考えております。</p>
中家室長	<p>我々も平成2年以來の新設ということで、公労使の皆さんと協議しながら進めていきたいと思っております。</p>
栗山会長	<p>他によろしいでしょうか。</p>
中家室長	<p>今も事務局から申し上げましたが、特定最低賃金の新設の意向表明に伴い、審議日程について後で事務局から提案をさせていただきたいと思いますが、審議運営についても協議をさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。</p> <p>また、大協委員からもありましたが、特定最低賃金の改正につきましては、労使の合意が基本となりますので、今後、労使間の意思疎通を図っていただき労使のイニシアティブにより進めていただきますようお願いいたします。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題2「運営小委員会報告について」です。</p> <p>寺本委員長から報告をお願いします。</p>
寺本委員長	<p>それでは、2月18日に開催しました運営小委員会における協議内容について御報告します。</p> <p>運営小委員会では、来年度の岐阜地方最低賃金審議会に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議方針について ・ 審議運営について ・ 令和8年度の審議日程について <p>それぞれ協議を行いました。</p> <p>詳細を事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>はじめに、「令和8年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>5ページ、資料3を御覧ください。</p> <p>内容については、年度と改正日を8年度に更新した以外に変更はなく、従来どおり、岐阜県最低賃金は令和8年10</p>

月1日の発効、特定最低賃金は令和8年12月21日の発効をそれぞれ目途としています。

審議方針(案)については、各側委員の御賛成をいただいております。

次に「**審議運営**」についてです。

日程(案)については、後程提案させていただきます。まず、審議運営について説明します。

1点目は「**議事公開**」についてです。

今年度開催されました公労使三者が集まって議論を行う本審、各専門部会及び運営小委員会について、専門部会の二者協議を除き傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録、資料を岐阜労働局ホームページに公開し、加えて、県最賃答申に伴う公益委員見解を作成しホームページ公開を行いました。

公労・公使の二者協議につきましても、公開により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、部会長判断により非公開としています。

令和8年度も同様の公開範囲とすることについて、各側委員の御賛成をいただいております。

2点目は、「**実地視察**」についてです。

実地視察とは、岐阜県最低賃金改正に係る審議、特定最低賃金改正の必要性に係る審議及び金額改正審議における関係労使からの意見聴取方法の1つであり、公労使の各側委員に地域、産業の実態を直接認識していただくことを主眼とするものです。

具体的には事務局が視察事業場を選定し公労使の各側委員の皆様が事業場を訪問していただき、事業場の関係労使から意見聴取を行うものです。直近においては、平成29年度に実施しておりますが、この際に各側委員から必要性に関して疑問が呈されたことから、以降今年度まで実施しておりません。

令和8年度の実地視察については、各側代表委員から実

施を求める御意見がなかったことについて御報告いたします。

続きまして3点目、「**岐阜県最低賃金の改正諮問後における関係労使からの意見聴取と意見陳述**」です。

岐阜県最低賃金の審議に際しては、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に基づき、公示により関係労使に意見を求めており、例年意見書が提出されているところです。加えまして、令和6年度から意見書を提出した者のうち、意見陳述を希望する者を選定し本審において意見陳述を実施しております。令和8年度もこの意見陳述を実施したいと考えております。**資料 6 (13ページ)**の日程案でいいますと、7月29日の第495回本審での実施となります。

続きまして4点目、岐阜県最低賃金専門部会について、引き続き13ページ、資料 6の日程案をご覧ください。

県最賃の専門部会での審議は、中央最低賃金審議会の目安答申がなされた後に実質的な審議が開始されることから、中賃の日程、目安伝達日は県最賃の審議日程に影響を及ぼします。

例年審議時間を十分確保するために予備日を設定しており、令和8年度も引き続き予備日を設定したいと考えておりますが、現時点において中賃の日程は分からないため、目安の伝達が出来る時期を7月下旬の後半と想定しますと、8月1日、2日が土曜、日曜であり、審議方針どおり10月1日発効を目指す日程としますと、あくまでも公労使の合意が前提ではありますが、8月5日の午前中が答申期限となります。

そのため、専門部会の予備日を県最賃の答申予定の本審開始日より前に取ることが難しくなります。このため、予備日を8月7日として設定しました。また、異議審についても、答申日から異議申立の公示期間を考慮して決まるため、8月25日を異議審の予備日と設定いたしました。

なお、予備日開催の条件としましては、8月4日開催の

第3回専門部会において、公労使が更なる審議時間が必要として、各側委員の合意が得られた場合において開催することとします。

また、予備日を使用することとなった場合には、8月5日の本審が8月7日に延期となります。

予備日が使われる場合の最短の発効日は、これも公労使の合意が前提になりますが、10月3日となります。

なお、本審委員に対しては、8月4日の専門部会終了時に、8月5日に開催、8月7日に延期どちらの場合でもメールで報告することを考えております。

以上「県最賃の改正決定に係る審議運営」については、各側委員の御賛成をいただいております。

続きまして5点目、「**特定最低賃金の改正決定に係る審議運営**」です。

特定最低賃金の必要性に係る諮問日は、令和7年度から、審議時間を十分確保するために、県最賃の諮問日に併せて行いました。令和8年度も今年度と同様に、改正決定、新設の必要性の有無に係る諮問日を県最賃と併せて行うことを提案します。これに伴い、「改正・新設申出」の期限が今年度と同様に6月下旬となります。

次に、特定最賃の「**必要性に係る意見聴取**」についてです。産業界の意見を審議に反映させるため、今年度同様に、労使双方が意見書を提出することとし、加えて希望する業種については、参考人意見陳述を実施することを提案いたします。

具体的な日程としては、8月上旬までに労使双方が意見書を提出するものとし、参考人による意見陳述を希望する業種については、事前に、原則各業種労使それぞれ1名申し出ることとします。意見陳述の時期は、8月下旬の本審日において、参考人意見陳述を実施することとします。

なお、必要性の有無に係る答申に至るまで労使双方には、イニシアティブを発揮していただくよう重ねてお願いいたします。

	<p>続いて、「特定最低賃金の金額改正審議における審議運営」についてです。</p> <p>金額審議に係る意見聴取については、今年度同様に、労使双方が意見書を提出することとします。</p> <p>金額審議に係る意見書の提出期限は、9月中旬を予定しています。</p> <p>9月下旬から10月上旬にかけて特定最賃専門部会を開催し、10月下旬に特定最賃の答申に係る本審を開催します。</p> <p>特定最賃の答申に係る本審については、金額審議となった全ての業種で全会一致となった場合には報告のみとなりますが、この場合でも開催することとしたいと考えております。</p> <p>以上が、「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」に係る報告となります。</p>
<p>安藤 室長補佐</p>	<p>次に、令和8年度全日程（案）について御説明します。</p> <p>令和8年度の審議日程につきましては、昨年5月13日開催の第487回岐阜地方最低賃金審議会において、本審議会にて全日程を決定することを議決されています。</p> <p>したがって、これまで期の2年目の6月に開催していた運営小委員会は開催しないこととなります。</p> <p>次に7ページ、資料4「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。</p> <p>先程、審議いただきました審議方針に基づき、県最賃の改正発効日を10月1日とするには、8月5日（水曜日）が答申の期限となり、異議審は8月21日（金曜日）の午前中が開催期限となります。</p> <p>大まかな日程として、</p> <p>令和8年度最初の審議会は、7月初旬に県最賃改正と特定最賃改正の必要性の諮問に係る本審、</p> <p>7月下旬から8月上旬にかけて、目安の伝達と県最賃の意見陳述等に係る本審、第1回から第4回までの県最賃専門部会、県最賃答申に係る本審を開催します。</p> <p>そして、8月下旬に県最賃の答申に係る異議審及び特定</p>

最低賃金の必要性の意見陳述と答申に係る本審、

9月下旬に特定最賃の合同専門部会、10月上旬から中旬に2回目、3回目の特賃専門部会を開催し10月下旬に本審、11月上旬に異議申出に係る本審を開催したいと考えております。

県最賃専門部会の予備日については、例年県最賃の答申日前日に予備日を設定しておりますが、8月1日、2日が土曜、日曜となっていることから、令和8年度は、予備日を8月7日、8月25日とさせていただきます。

それでは、具体的な日程について御説明します。

13 ページ、資料 6「令和8年6月～10月審議会・専門部会等日程(案)」を御覧ください。

県最賃改正及び特定最低賃金の必要性諮問に係る本審を

7月1日(水)午前10時00分から

目安伝達等に係る本審を

7月29日(水)午後1時30分から

第1回岐阜県最低賃金専門部会を

同日の本審終了後、午後3時00分から

第2回岐阜県最低賃金専門部会を

8月3日(月)午後1時30分から

第3回岐阜県最低賃金専門部会を

8月4日(火)午後1時30分から

第4回岐阜県最低賃金専門部会を

8月5日(水)午前9時30分から

岐阜県最低賃金の答申に係る本審を

専門部会終了後の同日午前11時から

岐阜県最低賃金の審議会答申に対する異議申出に係る本審を

8月21日(金)午前9時30分から

開催したいと思っております。

なお、目安伝達の日程が遅れる等、8月5日に県最賃の答申が出来ない場合の予備日として

8月7日(金)午前9時30分から第4回専門部会
午前11時00分から本審

8月21日の本審に係る予備日として

8月25日(火)午前9時30分から本審
とする案としています。

続きまして、特定最低賃金改正に係る日程について説明
します。

特定最賃の改正発効日を12月21日とするには、10月22
日(木)が答申の期限となり、異議審は11月9日(月)午
前中が開催期限となります。

特定最賃合同専門部会を

9月25日(金)午後2時から

第2回航空機専門部会を

10月2日(金)午後1時30分から

第2回電機専門部会を

10月5日(月)午後1時30分から

第2回自動車専門部会を

10月7日(水)午後1時30分から

第3回航空機専門部会を

10月9日(金)午後1時30分から

第3回電機専門部会を

10月14日(水)午後1時30分から

第3回自動車専門部会を

10月19日(月)午後1時30分から

特定最賃の答申にかかる本審を

10月21日(水)午前10時00分から

続きまして15ページ、資料7「令和8年11月～令和
9年3月審議会等日程(案)」を御覧ください。

特定最低賃金の審議会答申に係る異議審を

11月6日(金)午前10時00分から

運営小委員会を

令和9年2月15日(月)午後2時から

特定最賃の意向表明にかかる本審を

	<p>令和9年3月17日(水)午後4時00分からの開催として提案させていただきました。</p> <p>審議日程(案)についても、運営小委員会において各側委員の御同意をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
寺本委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上が運営小委員会における協議内容の報告となります。</p>
栗山会長	<p>ただ今の運営小委員会からの報告について御意見を伺いたいと思います。</p> <p>いろいろありましたので、審議方針案、審議運営、審議日程案について、それぞれ意見を伺いたいと思いますが、まず、「令和8年度の審議方針(案)」について、労働者側から御意見ををお願いします。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
栗山会長	<p>使用者側、御意見ありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
栗山会長	<p>異議がないようですので、「令和8年度の審議方針」については、この案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、審議運営について御意見を伺います 労働者側、御意見ありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
栗山会長	<p>使用者側、御意見ありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございます。異議がないようですので、「令和8年度の審議運営」については、この案のとおり決定いたします。</p> <p>次に「審議日程(案)」について御意見を伺います</p>

	労働者側、御意見ありますでしょうか。
栗本委員	特に異議ございません。
栗山会長	使用者側、御意見ありますでしょうか。
澤村委員	<p>基本的に異議ございませんが、先ほどの繰り返しにはなりますが、運営小委員会の時から変わりましたのは、新設の特定最低賃金の5業種だと思います。</p> <p>そうなりますと、この日程ですと今までとほぼ変わらない日程だと思います。</p> <p>先ほどの繰り返しにはなりますが、いろいろなデータとか資料作成とか、事務方、労働局の方に御支援御協力いただきたいと思いますので、重ねてお願いします。</p>
中家室長	<p>はい、事務局よろしくとの御意見をいただきました。</p> <p>日程について、追加で提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>澤村委員がおっしゃったとおり、運営小委員会の時点では、特定最低賃金の新設はまだわからない状況で日程を決めていただきました。</p> <p>今、新設の意向が5業種ありましたので、改正業種を含むと8業種となります。意向表明どおり5業種の新設の届出がされますと、8業種についての必要性の審議をしていただくこととなります。運営小委員会で協議いただいた日程でいきますと、8月21日が県最賃答申に対する異議申出に係る本審と想定されますが、午前中で県最賃答申に対する異議申出に係る審議に加え、特定最賃8業種について意見聴取を含め、御審議していただくことは時間的に困難であると考えます。</p> <p>そこで、8月21日の本審の予備日としている8月25日の午前中を使い、8月21日と8月25日の2日間を特定最低賃金の意見聴取・意見陳述と必要性の審議に充てたいという事を提案いたします。</p> <p>具体的には、県最賃の答申が8月5日であっても、8月</p>

	<p>7日となっても、8月21日と8月25日に本審を開催することとし、</p> <p>県最賃の答申が8月5日となった場合には、8月21日に県最賃の異議審後に、特賃意見陳述等の審議を始めていただき、8月25日に残りの業種に係る意見陳述、必要性の審議と答申まで行ってまいります。</p> <p>一方、県最賃の答申日が8月7日となった場合には、8月21日に特賃の特賃意見陳述等の審議を行い、8月25日には、県最賃の異議申出に対する審議の後に、残りの業種に係る意見陳述、必要性の審議と答申まで行ってもらうことを考えております。</p> <p>もっとも、正式に新設の申出がされた時点で、再度日程の変更も想定されます。その場合には、改めて提案をさせていただきたいと考えますが、現段階では、8月21日に加え、8月25日も本審日として確保していただきたいと考えております。</p> <p>このことについて、御審議をお願いします。</p>
栗山会長	<p>ただ今、事務局から、特定最低賃金の新設の意向表明があったことを受けまして、改めて審議日程の提案がありました。</p> <p>具体的には、岐阜県最低賃金の答申日が、8月5日になっても、8月7日となっても、8月21日と8月25日に本審を開催し、この2日間で県最賃の異議審と特定最低賃金の意見聴取意見陳述を含めた審議を行うという提案です。</p> <p>ただ今の事務局提案について、御意見を伺います。</p> <p>まず、労働者側いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
栗山会長	使用者側、いかがでしょうか。
澤村委員	<p>8月21日、25日という御提案については、異議ございません。</p> <p>くどいようで恐縮ですが、7月1日に必要性の諮問があ</p>

	<p>って、8月10日に関係労使の意見書の提出があるというスケジュール感は去年と変わっていないので、去年と変わったところでは新設の審議がされるかもしれない、そういった場合に事務局である労働局さんに、企業への告知であったり、データであったり、そういった御協力をお願いしたいと申し添えます。</p>
栗山会長	<p>事務局何かありますか。</p>
中家室長	<p>はい、ありがとうございます。 日程について御承認いただいたと思っております。 審議運営など、また相談させてもらいながら進めさせてください。</p>
栗山会長	<p>それでは、日程については、運営小委員会報告に加え、県最賃の異議審と特定最低賃金の必要性の審議にかかる本審として、8月21日と8月25日に開催することとします。 最後に議題3「その他」について、事務局からありますか。</p>
中家室長	<p>はい。岐阜県弁護士会会長からの文書提出についてです。 お手元の19ページ、資料8「会長声明の送付について」を御覧ください。 令和8年3月12日付けで、岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「最低賃金の大幅引き上げの継続と、これを担保する賃上げ原資確保施策の充実を求める会長声明」が提出されたことについて報告いたします。 岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あての「会長声明」はここ数年毎年提出されており、令和5年度までは、岐阜県最低賃金の改正諮問が行われる7月上旬頃に提出されていましたが、6年度は2月に提出されました。 会長声明の送付文に「この度、当会では常議員会の議を経て、下記会長声明を公表しましたのでご送付いたします。」と記載されておりますが、この会長声明については、岐阜県弁護士会の組織としての決定であることを、岐阜県</p>

	<p>弁護士会へ確認しています。</p> <p>また、声明趣旨については、「岐阜県の地域別最低賃金の大幅に引上げの継続と、これを担保する賃上げ原資の確保施策の充実、早期の発効を求める」内容となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岐阜県弁護士会会長からの声明について、御意見等ありますか。</p>
川本委員	<p>毎年申し上げて誠に恐縮でございますけれども、公益委員の先生方の中には、当然弁護士の先生も入っておられる中で、弁護士会としての常議員会というのはたぶん最高意思決定機関だと思いますが、その中で最低賃金の大幅引上げの要請を弁護士会としてされることによって、この審議会での審議自体が公平な審議をしていただくという事をいかに担保するのかという事が我々の懸念事項としては持っておりますので、そこについては公平な審議をしていただけるという事を、これ事務局にお聞きしますが、そういう判断をされたという理解でよろしいでしょうか。</p>
中家室長	<p>はい。声明文は、岐阜県弁護士会会長から会長声明の送付という形で頂いているところでございます。御指摘のとおり、公益代表委員の中に弁護士の先生がいらっしゃいます。しかし、公益委員の任命に当たっては労使いずれの立場にも偏らず、広く社会一般の利益を代表しうる中正な方を選んでおります。</p> <p>また、公益代表委員の皆さんも、広く社会一般の利益を代表して中正な御審議、御判断をしていただいているものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
栗山会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>続いて、事務局何かありますか。</p>
中家室長	<p>議題としてはありませんが、3点あります。</p> <p>1点目は、</p>

	<p>23 ページ、資料 9 を御覧ください。「目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ」について御説明します。</p> <p>この資料は、昨年 8 月 4 日に開催された第 71 回中央最低賃金審議会の資料です。</p> <p>委員の皆様には、昨年 8 月 5 日にプレスリリースされたとして、当時メールで情報共有させていただいているものです。</p> <p>今回、資料として付けさせていただいた経緯としては、来年度も円滑に御審議いただけるように、改めて確認の意味で配布させていただいた次第であります。</p> <p>内容は、中央最低賃金審議会の事務局説明を議事録から拾いますと、</p> <p>資料の縦辺に横向きになっているページ数で言いますと、2 ページは目安答申後の審議の流れの概略となっております。</p> <p>4 ページ以降は、労使のイニシアティブにより設定される特定最低賃金の概要や制度の紹介、</p> <p>9 ページ、10 ページは、これまで中央最低賃金審議会における議論の結果、労使で合意されてきた事項の紹介、</p> <p>11 ページは参考事例で、労使イニシアティブの促進に向けたものでございます。</p>
<p>安藤補佐</p>	<p>2 点目は「特定最低賃金に係る改正申出について」です。来年度、労働者側から特定最低賃金の 3 業種の改正及び 5 業種の新設について、改正・新設申出の意向表明が行われましたので、これに関する申出書を 6 月 22 日(月)までに御提出をお願いします。</p> <p>3 点目、岐阜県最低賃金専門部会の委員の推薦については、7 月 1 日の本審で改正諮問が予定されています。諮問後の委員推薦公示の期間は 7 月 22 日頃までの予定としております。改めて 7 月の諮問の際に御案内いたしますので、期間内に推薦書等の提出をお願いします。</p> <p>以上です。</p>

栗山会長	ただ今の説明に関し、ご質問等ありますでしょうか。
各側委員	異議なし。
栗山会長	<p>それでは、資料を再確認いただき、来年度も真摯かつ円滑な御審議を期待しております。</p> <p>その他に事務局から何かありますか。</p>
中家室長	<p>御審議ありがとうございました。</p> <p>最後に、本日は今年度最後の審議会となります。</p> <p>今年度末をもって、川本委員が退任されることとなりました。川本委員は令和3年4月から使用者側委員として御活躍いただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、川本委員から御挨拶をいただきたいと思いますが、会長いかがでしょうか。</p>
栗山会長	<p>川本委員におかれましては、長い間委員を勤めていただき、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、川本委員から御挨拶をいただきたいと思えます。お願いします。</p>
（川本委員 挨拶）	
栗山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は今年度最後の審議会となりますので、原田労働局長から御挨拶をいただきたいと思えます。</p>
原田局長	<p>岐阜労働局を代表しまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日が、今年度最後の審議会ということになりますが、今年度の最低賃金の審議にあたりましては、中央最低賃金審議会からの目安の答申伝達が遅れたということがございまして、審議日程の変更をさせていただいたところですが、皆様方に御協力を頂きましたことに、改めて感謝を申し上げます。最低賃金の額につきましては、栗山会長はじめ各委員の皆様の御協力によりまして過去最高の64円の引上げという事で答申をいただきました。真摯な金額審議につきましても改めて感謝を申し上げます。</p> <p>最低賃金決定後労働局としては、各種の助成金を含めた</p>

	<p>賃上げ助成金パッケージというものを持ちまして、併せて労務費等の価格転嫁交渉における指針の周知等を努めてきたところでございます。今後も引き続きそういった取組を進めていきたいと考えているところでございます。</p> <p>本日の審議会を持ちまして今年度の地方最低賃金審議会のスケジュールは終了となります。</p> <p>改めてではございますが、退任される川本委員におかれましては、これまで岐阜地方最低賃金審議会の真摯な御議論をいただきまして、また、円滑な運営にも御協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>引き続き、労働行政に対しては御理解、御支援、御協力を賜りますことを改めてお願い申し上げたいと思います。</p> <p>来年度の審議につきましては、先ほど来、特に特定最低賃金の運営等につきまして、いろいろ御指摘といたしますが、御要望もいただきました。それらを含めまして、労使の皆様、また公益の先生方とも御相談しながら円滑な運営に努めていきたいと考えております。各委員の皆様方にも改めて御協力をお願いする次第でございます。</p> <p>今年度、いろいろな形で御協力いただきました事に改めて感謝を申し上げ、また来年度以降も引き続きよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>栗山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>